内閣衆質一八三第五号

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員阿部知子君提出高齢者介護実態調査の偏りに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出高齢者介護実態調査の偏りに関する質問に対する答弁書

## 1及び2について

び同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)に関する審査及び判定の結果に基づき行うこととされ 険者をいう。 までをいう。 モデル(要介護認定等基準時間の推計の方法(平成十二年厚生省告示第九十一号)別表第二から別表第六 項に規定する要介護認定及び同条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)については、 介護保険の要介護認定等 当該要介護認定申請者等が該当する要介護状態区分等 以下同じ。) 以下同じ。) の要介護認定等基準時間等を基に法第十四条に規定する介護認定審査会が行っ を用いて推計された要介護認定申請者等 (介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第十九条第 (法第七条第一項に規定する要介護状態区分及 (要介護認定等を受けようとする被保 樹形

準等に関する省令 いて定められているが、 要介護認定等の審査判定基準については、 (平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第一条及び第二条にお 御指摘の「要支援1」及び「要支援2」に係る現行の審査判定基準については、 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基 ている。

たものであり、 0 平成十六年に開催された介護予防スクリーニング検討小委員会の議論等を踏まえ、 部を改正する省令 御指摘の「高齢者介護実態調査」を踏まえ決めたものではない。 (平成十八年厚生労働省令第三十二号) による認定省令の 介護保険法施行規則等 部改正により定められ

原案を作成し、 による検証結果に基づき完成させたものである。 に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。)を含む要介護認定申請者等を対象としたモデル事業を基に 以下同じ。)における居宅要介護者等 査検討会の議論を踏まえ、 現行の樹形モデルについては、平成十八年から平成二十年までにかけて開催された要介護認定調 全国の市町村における居宅要介護者等を含む要介護認定申請者等を対象としたモデル事業 御指摘の 「高齢者介護実態調査」に加え、 (法第八条第二項に規定する居宅要介護者及び法第八条の二第二項 抽出された市町村 (特別区を含む。

## 3について

仮に可能であるとしても、 況に係るデータに基づいた標準的な要介護認定等の仕組みを構築できるかどうか疑問があること、 お尋ねについては、そもそも、在宅介護の状況は家族の状況等により様々であり、多様な在宅介護の状 当該データを収集するには、 調査者が被保険者個人の居宅に一定期間滞在する また、